

建築主事の確認等を要しない類似の用途

第137条の17

法第87条第1項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第1種低層住居専用地域若しくは第2種低層住居専用地域内にある場合又は第七号に掲げる用途に供する建築物が第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合については、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場
- 二 公会堂、集会場
- 三 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等
- 四 ホテル、旅館
- 五 下宿、寄宿舎
- 六 博物館、美術館、図書館
- 七 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
- 八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
- 九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
- 十 待合、料理店
- 十一 映画スタジオ、テレビスタジオ

注意事項

- ※-1 1号～11号までの、各号の項目内の変更は、類似の用途として扱い用途変更申請は不要。
- ※-2 1号～11号までに表記されていない「共同住宅」などへの(からの)変更は、用途変更申請が必要。
- ※-3 同じ店舗でも、「物販店舗」～「飲食店舗」での変更は、用途変更が必要。
10号の「料理店」とは、接客(お酌)を行う従業員がいる店舗(風俗営業に該当)をいう。喫茶店や食堂の飲食店とは建築基準法では区別ため用途変更の対象として扱う。(官庁により判断がことなる事もあり、確認を要す。)
- ※-5 無床診療所は、特殊建築物の扱いとならないため、用途変更の申請不要。